

入札説明書

【電子入札システム対応】

令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務

令和8年1月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和8年1月8日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件 名 | 【電子入札システム対応】令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務 |
| (2) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (3) 仕様 | 仕様書による。 |
| (4) 履行場所 | 仕様書による。 |
| (5) 入札保証金 | 免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「情報処理」又は「ソフトウェア開発」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) その他、次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。
 - イ. 衛星観測データに関する地上系システムの運用、システム管理業務の経験を有すること。
 - ロ. 仕様書6に定める業務実施体制を構築できる者であること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

- ・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>
また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、8. (1) ①の提出の際に必要になる。業者番号発行の手続きについては、以下URLの「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

- ・<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>

なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月2日（月）14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館II 1階 第1会議室
(茨城県つくば市小野川16-2)

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出

すること。

①提出期間：令和8年1月8日（木）から令和8年1月22日（木）16時00分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2321 (担当：門川)

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先:c hotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務）（担当：門川）】とすること。

※当研究所WEBサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和8年1月28日（水）10時00分から

令和8年3月2日（月）14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）

（3）（1）の質問がない場合、（2）については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

入札に参加しようとする者は、本入札説明書2.（1）及び（6）の証明書類を次に従い提出すること。なお、（6）イ. については契約書（仕様書含む）等の写しを提出すること。また、（6）ロ. については別添2（参考資料）を参照の上、提出すること。

（1）提出期限：令和8年2月17日（火）16時00分

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時から13時を除く）とする。

（2）書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 6.（1）②の場所

ウ. 提出部数 2部（提出書類を綴じ込んだ一式）

（3）電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メールで送信。メールの件名は【入札参加資格証明書類の提出（令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務）（担当：門川）】とすること。

イ. 提出場所 chotatsu@nies.go.jp

（4）提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

（1）電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。）が記載された書類をPDF化し添付の上、7.（1）の日時までに提出すること

②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。

⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。

⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(2) 紙入札の場合

①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7. (1) の日時までに6. (1) ②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。

②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。

③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

④入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。

⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。

⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。

提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分

※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

提出場所：本入札説明書6. (1) ②と同じ

⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。

⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるとときは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。

⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に關係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。

⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑮入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書

- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

1 0 . 落札の決定

本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

1 1 . 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

1 2 . 低札札価格調査制度の実施

- (1) 本調査は、落札者となるべき者の入札価格が国立環境研究所の規定する基準価格より下回った場合に低入札価格調査を行う。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、基準価格を下回った場合、開札執行者は入札者に対して「保留」の旨宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。
- (3) その後、国立環境研究所において、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。入札者は、事情聴取及び当所から求められた書類の提出について協力すること。
- (4) (3)に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
 - ①調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに(2)の落札者となるべき者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - ②調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと認められ、(2)の落札者となるべき者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となつた旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかつた理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があつた旨を通知する。

1 3 . 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

1 4 . 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

1 5 . 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 6 . その他

(1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所HPに掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saitaku.pdf>

1 7 . 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 8 . 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のWEBサイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のWEBサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
- イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

- イ. 当法人との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
- ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
 - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
- 契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

19. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間: 平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30)

Email: sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
- ・（参考） 紙入れに当たっての留意事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2（参考資料）
- ・別添 3 仕様書 1 3.（6）に記載の文書の提示について
- ・別添 4 仕様書

(別紙 1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

(別紙2)

入 札 書

金

円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L：

E-mail：

<記入例>

入 札 書

金

円

※仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社 △△△△

代表者名 代表取締役

< (復) 代理人 ○○○○ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L：

E-mail：

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、を代理人と定め、令和8年1月8日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1.の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L：

E-mail：

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

今般、私は、を復代理人と定め、令和8年1月8日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名 :
担当者名 :
責任者名 :
TEL :
E-mail :

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) **代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。**

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. **資格審査結果通知書の写しを用意すること。**

5. **郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。**

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務
2. 契約金額 総額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
3. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（義務の履行）

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（監督職員）

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

（業務の報告等）

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説

明を求める等の措置をとることができる。

- 2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

- 二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

- 五 その他前各号に準ずる行為

- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受

任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第 10 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第11条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第13条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から60日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、第8条又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第15条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第16条 乙は、第8条第4項の規定による契約金額の返還又は第10条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第17条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したとき

は、その指示によるものとする。

- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求める。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 : 円 (税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲 :
- 4 再委託等を行う業務に係る経費 : 円 (税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由 :
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由 :

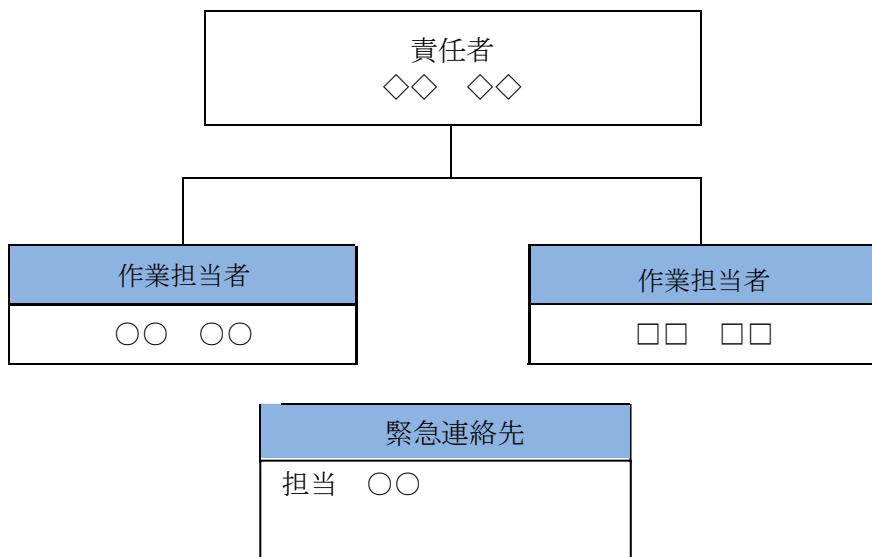
以上

担当者等連絡先
部署名 :
担当者名 :
責任者名 :
TEL :
E-mail :

別添2 (参考資料)

【業務実施体制】記載のイメージ

提出者：株式会社○○○



体制図の説明

・・・・・・

(注意事項)

- (1) 仕様書6に定める業務実施体制を構築できることが分かるように記載すること（上図はあくまでも記載のイメージである。）。
- (2) 様式の指定は行わない。
- (3) 入札参加資格証明書類の提出に当たっては、応用情報技術者等に係る資格証明書の提出は求めない。ただし、契約後は仕様書に基づき、資格証明を含む業務実施体制表を別途提出すること。
- (4) 当該資料を競争参加資格に係る審査実施の目的以外に提出者に無断で使用することは行わない。

仕様書13. (6) に記載の文書の提示について

標記文書については「秘密保持に関する誓約書」の提出を条件に提示するので、希望者は、次の要領で当該誓約書を提出すること。

- (1) 本入札説明書を掲載している当研究所WEBサイトから「秘密保持に関する誓約書」をダウンロードすること。
 - (2) 当該誓約書の記載内容を確認の上、社名等必要事項を記載の上、次の要領で電子メール(添付)にて提出すること。
 - ・送信先 : chotatsu@nies.go.jp
 - ・件名 : 令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務に係る秘密保持に関する誓約書の提出
(担当 : 門川)
 - ・本文 : 会社名、部署名、担当名、電話番号を記載すること。
- なお、電子メール送信後、当研究所担当者（契約第一係門川、TEL : 029-850-2321）あて電話連絡すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務

2. 業務実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務の実施場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）内

（運用者執務室は研究本館Ⅲ棟3階382室とし、主に電気設備はGOSAT-2電算機棟に設置。機器更新によって変更になる場合もある。）なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIES担当者と調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

4. 業務の目的

本業務は、国立環境研究所GOSATプロジェクトが利用するNIES内のGOSATデータ処理運用施設（以下「DHF」という。）に関わる全般的な管理作業及び同施設内の計算機システムの運転に関わる作業を行うことを目的とする。

5. 業務の内容

(1) 施設全体の運用管理に関すること

①DHFに関わる全般的な運用、管理作業について、以下の文書のとおり実施すること。

別紙1 「国立環境研究所衛星観測センターGOSATデータ処理運用施設（GOSAT Data Handling Facility : GOSAT DHF）運転管理規約書」（第22版）のとおり

②DHFに関する管理対象機器（ハードウェア）及びソフトウェアの一覧を以下の文書に示す。

別紙2 「GOSATデータ処理運用施設管理対象物品一覧」（2025年11月25日更新版）のとおり

(2) DHFの管理、運転、データ処理及びデータ提供、観測要求等に関すること

詳細な操作手順については、別途提供する「GOSATデータ処理運用システム運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）を参照のこと。

また、導入機器については、計算機導入業者（別紙1 2.1.1(8)）により納品された完成図書を参照のこと。

(3) セキュリティ管理に関すること

別添「セキュリティ対策に関する覚書（改訂）」のとおり。

請負者は契約締結と同時に、「セキュリティ対策に関する覚書（改訂）」を締結すること。

6. 業務実績、体制及び資格

(1) 実績、体制及び資格等

- ・衛星観測データに関する地上系システムの運用、システム管理業務の経験を有すること。
- ・「運用マニュアル」に記載されたGOSATデータ処理アプリケーションの動作を十分によく理解した上で、アルゴリズム改訂や関係機関を含めたトラブル発生時にも処理システムの一部停止や起

動、全体停止や再起動等、状況に応じた運用管理をすること。また、手順変更が発生した場合及びシステム開発関係以外の運用変更が発生した場合は、「運用マニュアル」の改訂も可能なこと（変更事項の承認は NIES 担当者が行う。）。

- ・「運用マニュアル」に記載された GOSAT データ処理制御機能とその運用の仕組みを理解し、別途 NIES が契約するシステム開発業者と連携して GOSAT データ処理システムを安定的に運用できること。（作業項目については、「運用マニュアル」の 1 章を参照。詳細についても「運用マニュアル」参照）
- ・GOSAT データ処理（リアルタイム処理と再処理）と各種データ（L1・中間・プロダクト・参照データ）の関連性を把握し、定常運用を妨げることなく各種バックアップ・リストア・削除を行えること。（定常的なリストア、バックアップは「運用マニュアル」6.2 に記載のとおり）アプリケーションソフトウェア改訂時はシステム開発業者が「運用マニュアル」を改訂し NIES 担当者が承認を行うが、請負者はそれに従い手順を変更できること。また、ディスクの空き容量を考慮して不要となったデータを NIES 担当者の依頼に基づき、必要な場合はシステム開発業者への確認を行い、データ削除できること。
- ・機器移設・換装に際しては、既存機器の運用に関して問題が発生しないよう、GOSAT データ処理設備の運用・管理の立場から、必要に応じて NIES 関係部署、計算機導入業者、システム開発業者等との調整を行えること。機器換装に必要な物品は原則計算機導入業者が調達することとするが、入札の必要がない規模の調達の場合、NIES が直接購入する場合もある。その場合は、請負者がソフトウェアのインストールや設定等を実施できること。
- ・表 1 「平成 27 年度以降の GOSAT データ処理設備 運用体制の実績」を参考に資格証明を含む業務実施体制表を契約後すみやかに提出すること。
- ・本業務は 4 名体制を基本とし、SV と SE が同時に不在とならぬよう 3 名以上最大 5 名の体制を維持すること。（システム構成等については、「運用マニュアル」参照）

表 1 平成 27 年度以降の GOSAT データ処理設備 運用体制実績（参考）

項目	役 割	人数	説 明
a	全体现場監督（S V）	1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ責任者 ・衛星観測データに関する地上系システムの運用、情報システム管理業務の経験を有すること。 ・緊急時には、SE の業務も遂行できること。
b	システムエンジニア（S E）	2 名	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用担当、システム管理担当、各 1 名 ・システム構築、運用経験 3 年以上を目安として、以下のスキルを有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 経済産業省情報処理資格の応用情報技術者あるいは同等レベルの能力を有すること。 ② ネットワーク（LAN）技術に精通し、各計算機への設定を含め、システム全体の安定した動作環境構築や調整

			<p>ができること。</p> <p>③ サーバ計算機について、動作環境の構築や設定ができること。</p> <p>④ セキュリティ及び認証関連技術に精通していること。</p> <p>⑤ その他</p> <p>GOSAT データ処理運用施設に設置されている大容量ストレージの機能概要を理解していること。</p> <p>20 台程度以上の計算機設備の管理と運用ができること。</p>
c	オペレータ (O P)	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・ オペレータ ・ 運用経験 1 年以上を目安として、以下のスキルを有すること。 <p>① 経済産業省情報処理資格の IT パスポートあるいは基本情報技術者を保有、あるいは同等レベルの能力を有すること。</p> <p>② インターネット及びネットワーク技術に精通していること。</p> <p>③ Unix (Vi 等) 及び Windows の環境設定や操作に精通していること。</p>

(2) 再委託

請負者は契約書第 4 条に基づき、NIES の承諾の下、本業務に関わる作業者の半数程度を限度として第三者に委託できるものとする。

ただし、全体现場監督 (SV) に係る再委託は不可とする（請負者の子会社への再委託を除く）。

なお、再委託をした場合、再委託先の選定、監督及び再委託先が行った作業の結果については、請負者が一切の責任を負うものとする。

また、再々委託は禁止する（請負者の子会社による再々委託を除く）。

(3) 業務対応時間

平日の月曜日～金曜日（但し、祝祭日と年末年始等の弊所休日を除く）の 8:30～17:30 を基本とする。

（12:00～13:00 を昼休みとする。業務の都合上、調整する場合がある。）

業務の都合上（障害の対応等）、時間外の業務が必要な場合は NIES 担当者と調整し決定する。

7. 業務開始時よりの履行能力の担保

本業務は GOSAT データ処理運用施設の運転及び管理業務であり、作業従事者が交代する場合には、交代後の初日から本仕様書 5 に記載した業務を円滑に履行できる能力を有することが要求される。

8. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出すること。なお、業務実施体制表は業務報告書に含めること。報告書の媒体（書類、電子媒体）については、担当者と相談の上、決定する。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 業務実施体制表 1部

（業務実施期間中に変更があった場合は、業務期間に応じたすべての体制表を提出すること。）

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

9. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。

（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があつ

- た場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
- ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

11. 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES の担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

12. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

13. その他

- (1) 「運用マニュアル」は、データ処理アプリケーションの改訂や運用状況の変更に伴い、変更される可能性がある。「運用マニュアル」に記載されていない事項や運用上必要となった処理操作手順の詳細については、NIES 担当者と打合せの上、作業を実施する（NIES 担当者より提供する前年度報告書に記載された作業についても実施すること。）。
- (2) 本業務の実施期間中に請負者が管理する計算機システムを利用して、システム開発業者がシステム開発・維持改訂作業を実施している。このため、システム開発業者の知的財産の保全を遵守するとともに、システム開発上の情報を保護するため、システム開発会社に特別な措置を講じることを要求する等、開発・維持改訂作業に支障をきたしてはならない。
- (3) 契約期間中に GOSAT の観測運用が停止した場合、停止以降の観測データリアルタイム処理がなく

なるため、業務内容に変更があり得る。

- (4) 本業務で使用する機材、消耗品は NIES から貸与・提供されるものとする。
- (5) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (6) 必要に応じ、秘密保持契約の締結後に下記の情報を提示予定である。
 - ・GOSAT データ処理運用システム運用マニュアル
 - ・計算機導入業者により納品された完成図書

国立環境研究所 衛星観測センター

GOSATデータ処理運用施設

(GOSAT Data Handling Facility : GOSAT DHF)

運転管理規約書

第 1版	2007年 4月 1日
第 2版	2007年 6月 1日
第 3版	2008年 7月 1日
第 4版	2008年10月 1日
第 5版	2009年 4月 1日
第 6版	2010年 4月 1日
第 7版	2011年 4月 1日
第 8版	2012年 4月 1日
第 9版	2013年 4月 1日
第10版	2014年 1月 7日
第11版	2014年11月13日
第12版	2015年11月 9日
第13版	2016年12月 8日
第14版	2017年12月 8日
第15版	2018年12月 6日
第16版	2019年12月 6日
第17版	2020年11月18日
第18版	2021年11月15日
第19版	2022年12月21日
第20版	2023年11月 8日
第21版	2024年11月 8日
第22版	2025年11月 4日

目次

1. 総則.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
2. 体制.....	2
2.1 管理体制図.....	2
2.1.1 役割.....	2
2.2 定例会議.....	4
2.2.1 調整会議.....	4
2.2.2 運用報告.....	4
2.2.3 その他会議.....	4
3. 業務内容.....	5
3.1 管理業務概要.....	5
3.1.1 GOSAT 計算機設備及び付帯設備の共通管理業務	5
3.1.2 GOSAT 導入計算機設備の導入計画立案支援と運用に関して必要な設備等の導入	7
3.2 業務運用	8
3.2.1 定常業務の流れ	8
3.2.2 データ選択実行処理時の業務の流れ.....	11
3.3 特記事項	11
3.3.1 システム開発上の情報の守秘	11
3.3.2 システム開発業者とのインターフェース	11
3.3.3 業務引き継ぎ	11

1. 総則

1.1 目的

- ・ この規約は、国環研 GOSAT プロジェクト計算機施設の運用全般について、必要な管理事項を定めることを目的とする。
- ・ この規約は、GOSAT データ処理運用施設及び関連する設備を、運用、保守、及び利用する者に適用する。

1.2 用語の定義

- ・ **G O S A T**

温室効果ガス観測技術衛星 (Greenhouse gases Observing Satellite) の略称

- ・ **G O S A T D H F**

GOSATデータ処理運用施設 (GOSAT Data Handling Facility) の略称

- ・ **G 2 D P S**

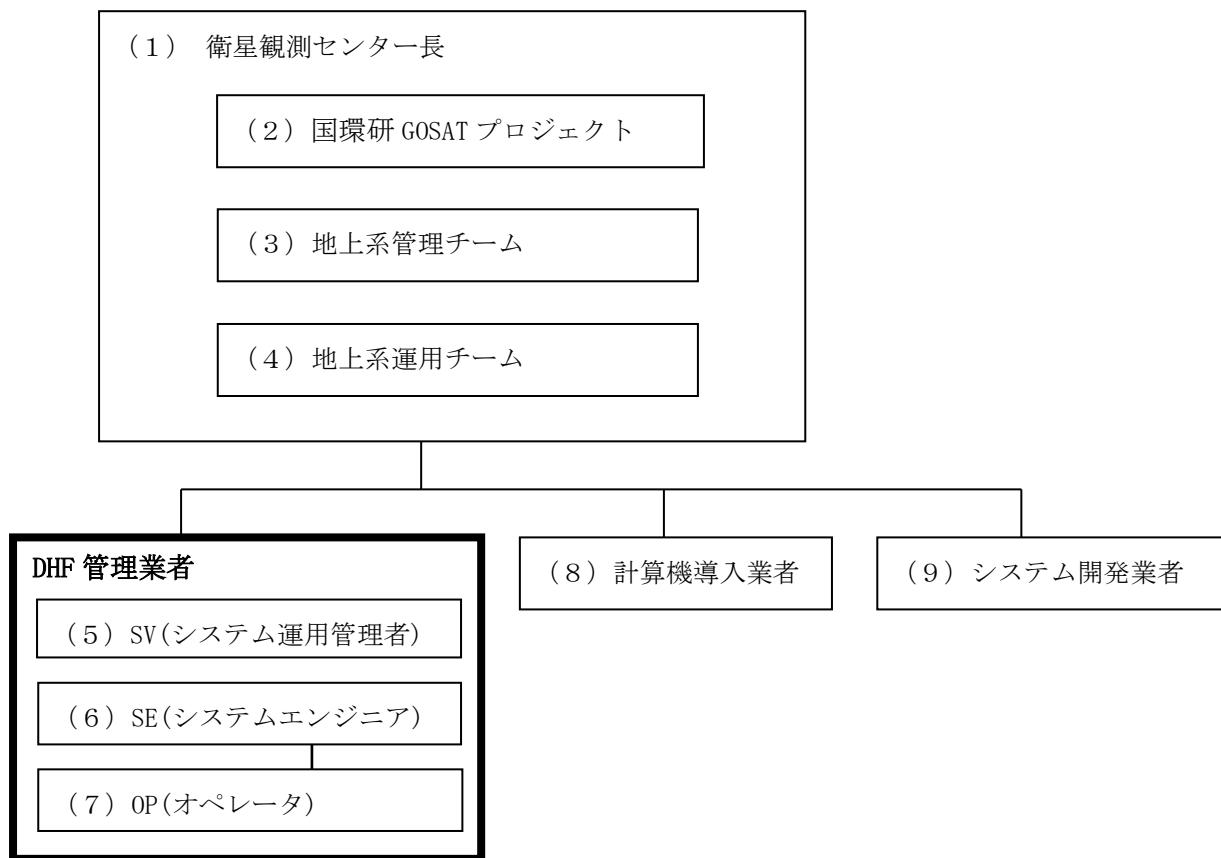
GOSAT-2データ処理運用システム (GOSAT-2 Data Processing System) の略称

2. 体制

2.1 管理体制図

GOSAT プロジェクトの体制図を以下に示す。

【衛星観測センター】



2.1.1 役割

以下に各担当別の役割を説明する。

(1) 衛星観測センター長

国立環境研究所における国環研 GOSAT プロジェクトを統括し、プロジェクト全般の責任を負う。

(2) 国環研 GOSAT プロジェクト

国環研 GOSAT プロジェクトは事業推進を担当する。

(3) 地上系管理チーム

地上系管理チームは DHF の計算機設備等の導入や管理を行う。

(4) 地上系運用チーム

地上系運用チームは主にデータ処理とデータ提供を担当する。

(5) SV : システム運用管理者 (Supervisor)

DHF の全体的な運用管理及び運用を行う。また外部機関、研究者等と本施設の窓口として調整作業を行う。

(6) SE : システムエンジニア (System Engineer)

SV の指示の下に、計算機の運転、保守業務、環境設定変更、計算機環境のコンサルティング等の作業を行う。

(7) OP : オペレータ (OPerator)

SV、SE の指示の下に、計算機の運転、保守業務、環境設定変更、計算機環境のコンサルティング等の作業を行う。

(8) 計算機導入業者

DHF 内の GOSAT 関連計算機、及び OS、初期導入サードパーティソフトの設置及び保守サポート業者。DHF 内の計算機設備は、導入時期により大別される。大別される設備と対応する計算機導入業者を以下に示す。

GOSAT 3 次導入計算機設備：新日鉄ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システム（2 次 3 次導入）及び関連機材の更新並びに移設業務：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システムの処理サーバ類更新と CVCF 移設業務：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT 地上系運用システムのデータ処理計算機増設：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システムのテープドライブ更新：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT 大規模データ提供機器更新：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システムストレージ及びネットワーク機器更新：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システム サーバ及び周辺機器更新：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

平成 30 年度 GOSAT データ処理運用システム サーバ及びテープドライブ更新：新日鉄住金ソリューションズ株式会社

GOSAT データ処理運用システム 大規模データ提供サーバ及び運用者・開発者用サーバ等更新：日鉄ソリューションズ株式会社

令和 2 年度 GOSAT データ処理運用システム及び周辺機器更新等：日鉄ソリューションズ株式会社

令和 4 年度 GOSAT データ処理運用システム移設業務：日鉄ソリューションズ株式会社

令和 7 年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式：コアマイクロシステムズ株式会社

(9) システム開発業者

GOSAT データ処理・運用システム開発の実施業者：富士通 Japan 株式会社が主に担当

2.2 定例会議

以下に示す会議を定期的に行うこととする。また、必要に応じて、定例会出席メンバー以外の関係者が参加した会議を実施することがある。

2.2.1 調整会議

- 目的：主として、DHFの計算機設備の保守、導入業務に関する全般的な調整を行う。
- 開催日：原則として月1回～隔月1回程度、必要に応じて実施する。
- メンバー：NIES（国環研GOSATプロジェクト地上系管理チーム、地上系運用チーム）、GOSAT DHF運用者（SV、SE）、計算機導入業者、システム開発業者
- 議事：各種報告調整（作業進捗、問題点等）、スケジュール確認

2.2.2 運用報告

- 目的：主として、DHFの計算機設備の運用業務に関する全般的な報告と調整を行う。
- 開催日：月1回程度、必要に応じて実施する。
- 出席者：NIES（国環研GOSATプロジェクト、地上系運用チーム）、GOSAT DHF運用者（SV、SE）、地上系システム維持改訂担当者
- 議事：各種報告調整（作業進捗、問題点等）

2.2.3 その他会議

- 目的：JAXAとの地上インターフェースの調整を行う。
- 開催日：必要に応じて実施する。
- メンバー：NIES（国環研GOSATプロジェクト関係者）、GOSAT DHF運用者（SV、SE）、システム開発業者、JAXA地上系システム担当者
- 議事：各種調整（作業進捗、問題点等）、スケジュール確認

3. 業務内容

3.1 管理業務概要

DHF における業務には、GOSAT 計算機設備及びその付帯設備の共通管理業務、GOSAT 計算機設備及びその付帯設備の管理業務がある。また、上記の業務に加え、国立環境研究所の DHF 責任者及び国環研 GOSAT プロジェクトメンバからの依頼作業を含めた DHF 要員作業の進捗管理を行い、円滑に作業がなされるよう管理する。また、国環研 GOSAT プロジェクトや DHF に関する計算機導入業者、保守サポート業者との作業調整を実施する。これらにおける詳細な業務内容を以降の項目にて定める。また、業務は GOSAT DHF 内に設置された機器を対象とするものとする。管理対象機器（ハードウェア）及びソフトウェアの一覧を別紙 2 に示す。

3.1.1 GOSAT 計算機設備及び付帯設備の共通管理業務

（1）稼働設備の定常点検

システム運用設備を定期的に目視及び監視システム等から正常稼働を確認する。
(GOSAT データ処理運用システム 運用マニュアル 第 6 章) に示す。

（2）計算機設備の起動・停止

NIES の定期電源設備点検や設備保守点検等で、システムの停止が必要な場合、計算機設備の起動・停止を行う。その際、アプリケーションの動作を考慮しながらシステムの一部停止／起動及び全体停止するなど、柔軟に対応すること。

（3）障害対応

DHF 内の計算機設備及び付帯設備を監視し、障害が発生した場合は、障害設備の特定（切り分け）をまず行う。特定された該当設備及び該当ソフトウェアの保守担当業者に連絡し、障害復旧作業を依頼し、作業結果を確認するなどの一連の保守担当業者との調整にあたる。障害復旧作業に必要なログ等の情報は、必要に応じて保守担当業者に提供する。なお、DHF 内設備の保守担当業者の障害復旧作業は、事前に締結された保守契約或いはスポット保守（有償）によって実施されるものとする。

（4）計算機ユーザ管理業務

国環研 GOSAT プロジェクトリーダが承認したプロジェクトスタッフ、関連研究者、システム開発業者の計算機ユーザ ID の登録・登録抹消作業を行う。国環研 GOSAT プロジェクト、地上系管理チーム、地上系運用チームからのユーザ登録作業指示に基づき、ユーザ登録作業を行う。

（5）設備の設定・設置

①ネットワーク管理

ネットワーク運用担当者は国環研 GOSAT プロジェクト、地上系管理チーム、地上系運用チームの指示に従い、ネットワーク構成図を作成し保管する。また、必要に応じて NIES 環境情報部申請手続き提出に必要な情報を国環研 GOSAT プロジェクト、地上系管理チーム、地上系運用チームに提供し、申請手続きを依頼する。

②端末用 PC 管理

DHF 内の端末用 PC の環境設定及びソフトのインストールを行う。また、外部からの持込 PC については、GOSAT システムネットワークの接続前にウイルス対策ソフトのインストール状況や Windows のアップデート状況を確認する。

③UPS 管理

DHF 内の UPS (無停電電源装置) の動作状況の確認、バッテリー寿命の確認、リプレース計画と設置、停電時の UPS 動作状況確認を行う。

④LAN 回線管理

DHF 内の LAN 回線の管理を行う。LAN 回線のラベル規則や LAN 回線施設状況一覧の作成を行う。

⑤その他

NIES が直接、購入したソフトウェアのインストール、バージョンアップ、移設とハードウェアの設置や移設を行う。

(6) セキュリティ管理

「セキュリティ対策に関する覚書」に従う。

- ① 計算機導入・保守業者、システム開発業者に対して root パスワードの貸し出し(払い出し、払い戻し)及び記録管理を行うこと。
- ② root 権限作業のログのバックアップを行うこと。また、ログバックアップに関する作業要領を作成すること。

(7) データ管理

① データのバックアップと削除

国環研 GOSAT プロジェクト開始以降の L1 データ及び中間データ、プロダクトデータとアプリケーション処理 (準リアルタイム・過去) との関連を理解し、テープへのバックアップ作業を実施する。バックアップ退避したテープの管理を行うこと。テープライブラリで管理出来なくなった場合は、テープライブラリ外の管理の可能性がある。また、バックアップ取得後にデータ削除する際は、アプリケーション処理完了またはデータ掲載終了時などの時期について地上系運用チームと調整し、定常運用への支障を生じない時期にデータ削除を行う。

② 重要データのバックアップ

DHF 内のディスク上に保存されているデータのうち、重要なデータについては、バックアップ対象データとバックアップ頻度についてシステム開発業者と協議し、バックアップ計画を策定する。地上系運用チームの承認を得た後、バックアップ設定を行う。

③ バックアップデータのリストア

システム開発業者や地上系運用チームの依頼に基づき、バックアップデータのリストア作業を実施する。

④ データのディスク割り当て

DHF 内で管理するデータのディスク配置や移行についてシステム開発業者と協議し、DHF でのデータ処理能力を最大化するような設定を行う。

⑤ テープの虫干し

管理している LT0 テープは、LT06～LT08 がある。データ保全のため、テープの虫干しも行うこと。

⑥ 不要 LT0 テープの廃棄

破損テープなど不要になった LT0 テープの廃棄について、調査・選別等の廃棄支援を行うこと。

(8) 計算機設備及び備品の調査・情報収集

DHF で必要な備品及び計算機設備について、適時地上系運用チームへ連絡する。

また、保守切れ PC 端末やソフトウェアのライセンス更新・移行等の設備管理支援を行う。

(9) 計算機設備及び備品の廃棄

DHF で不要になった備品及び計算機設備について、調査・選別等の廃棄支援を行うこと。

(10) レイアウト管理

DHF 内の計算機設備及び付帯設備のレイアウトを決定し、適切な作業環境やマシン環境を実現する。DHF 内の運用室、解析室のレイアウト図を作成し適宜更新管理する。

(11) 退室管理

DHF の最終退室者の記録管理を行う。

(12) ドキュメント・マニュアル管理

DHF 内計算機設備及び付帯設備のマニュアルを、DHF 内及びデータ保管庫で保管管理する。

3.1.2 GOSAT 導入計算機設備の導入計画立案支援と運用に関して必要な設備等の導入

既存計算機設備と付帯設備への新規導入や機器換装に際して、現状設備との整合などシステム開発業者が行う計算機条件書作成の支援を行う。また、導入した機器や換装した機器と既存機器に関し、運用上必要となる設定、導入、運用確認を行う。導入した機器と換装した機器の管理は、運用者が行う。

また、以下の点に留意すること。

- ・電源 (CVCF) 、チラー (室外機) や床下配管が G2DPS と共に用となる。
- ・機器の保守は、各導入業者が実施する。
- ・機器の管理は、各システムの運用者が実施する。
- ・機器の起動、停止は各システムの運用者が実施する。
- ・停電時は CVCF から各システムの機器へシャットダウン信号が送られる。
- ・CVCF・チラーの電源 ON/FF は NIES の指示により、原則として G2DPS 運用者が実施する。
但し、NIES 担当者の指示により、DHF 運用者が実施する場合がある。
- ・Zabbix による CVCF の監視は G2DPS、DHF 双方で実施する。
- ・エリア B の InROW の停止については、G2DPS 機器の稼働状況を確認すること。
原則として、G2DPS 機器が稼働中は停止しないこと。

(1) 機器リプレースに伴う移行

「機器の保守切れ」により、GOSAT 機器換装 (ストレージ、開発サーバ等) を予定している。

そのため、換装時に以下の作業支援を行うこと。

- 1) 既存サーバの情報を適時収集して報告すること。
- 2) 既存サーバの環境を確実に移行するための支援を行うこと。
 - ・データ処理の進捗を把握しながら、データ移行前にデータのバックアップを行う。
 - ・機器換装時に、運用状況を考慮しながらシステム停止を行う。
 - ・移行後の動作確認を行う。
 - ・PCについては基本設定等を行う。

3.2 業務運用

3.2.1 定常業務の流れ

定常業務は、データ処理運用区分として、準リアルタイム処理を中心としたフローになる。準リアルタイム処理では、事前処理（参照データ取得設定、処理条件登録、準リアルタイム処理定義、データ提供アクセス制限設定）の設定を行えば、L1 データ及び必要な参照データを受信後、データ処理までの業務をシステムが自動的に行う。国環研 GOSAT プロジェクト、地上系運用チームの作業指示に基づき、運用者による処理完了確認後、RA ユーザまたは一般ユーザへのプロダクト及び関連資料のデータ提供を行う。（詳細は運用マニュアル参照のこと。）

3.2.1.1 事前処理

（1）参照データ取得設定

各種参照データの自動取得のため、運用者が GUI 画面からデータ取得予定テーブル情報定義を登録する。

（2）処理条件登録

運用者がコマンドや GUI 画面からデータ処理の処理条件を登録する。

（3）準リアルタイム処理定義

運用者が GUI 画面から準リアルタイム処理定義を行う。

（4）観測要求作成・送信

運用者が GUI 画面から観測要求を作成し、JAXA/GOSAT 運用プロジェクトにメール送信する。

（5）データ取得

JAXA/EORC より観測計画を Connect : Direct を利用して受信する。

（6）データ提供アクセス制限設定

運用者が GUI 画面から、ユーザ区分毎にアクセス可能なプロダクト種及び検証ステージを設定する。

（7）ユーザ登録

運用者が GUI 画面から特定ユーザの登録を行う。ユーザからの登録申請に対し、国環研 GOSAT プロジェクトまたは地上系運用チームが承認した場合、特定ユーザの登録を行う。その他、不明点については国環研 GOSAT プロジェクトまたは地上系運用チームに確認のこと。

3.2.1.2 準リアルタイム処理

(1) データ受信

JAXA/EORC より、L1 データ・処理結果を Connect : Direct を利用して受信する。

(2) データ取得

ネットワーク経由で、参照データ提供機関から参照データを自動取得する。

(3) データ取得監視

データ処理に必要な入力データ (L1 データ及び参照データ) が揃っているかどうかを監視する。

(4) データ処理 (DHF)

DHF でデータ処理を行い、各種プロダクトを作成する。

※CAI L3 プロダクト (CAI L3 全球輝度、全球反射率、植生指数、全球輝度 (1 日分)) の生産は停止する。

3.2.1.3 検証～データ提供

(1) データ取得

ネットワークまたは可搬媒体を用いて、検証データ提供機関から検証データを取得する。

取得するデータは、検証チーム担当者と調整の上、決定する。

(2) 検証ステージ、プロダクト提供対象のユーザ区分変更

検証作業の結果を受けて、プロダクトの提供対象のユーザ区分、検証ステージを変更する。

(3) プロダクト作成

NIES 計算機設備で処理された処理結果ファイルを用いて、DHF でプロダクトを作成する。

(4) プロダクト送信

NIES で作成した標準プロダクトを JAXA に送信する。再処理分については、可搬媒体または SFTP サーバで提供する。

(5) プロダクト提供

データ利用者に対して、プロダクトを提供する。（データ利用者のユーザ区分に応じて、アクセス可能となるプロダクト（検証ステージ）が異なる。ユーザ区分によっては、検証作業前のプロダクトへのアクセスも可能とする。）

3.2.1.4 その他

(1) ユーザからの問合せ対応

ユーザからの問合せ（英語を含む。）に対する返信文案を作成し、国環研 GOSAT プロジェクト、または地上系運用チームの承認を得た後、ユーザへ返信する。また、その問合せ情報の管理を行う。

(2) 内部データの通知

アルゴリズム担当者に対し、処理結果として出力された内部データの事前・事後の連絡と調整を行う。

(3) 強制処理

検証チーム、RA ユーザ、JAXA、国環研 GOSAT プロジェクト等から提出された処理要求に基づき、強制的なリトリーバル処理を行う。

(4) FTS 受信予想シーン

受信した観測計画から FTS 受信予想シーン数を算出し、実際に受信した観測データの FTS シーン数との比較結果を、地上系運用チームに提示する。

※L1A 受信状況 path 集計と定常確認用 WEB 公開情報は、週に 1 回の更新とする。

(5) L2 チェックツール作図

FTS SWIR L2 を毎月一般ユーザに公開するため、L2 のチェックツールを用いて作図作業を行い、その結果を国環研 GOSAT プロジェクトまたは地上系運用チームに提示する。

(6) データ提供コンテンツ掲載対応

① ギャラリーへ国環研 GOSAT プロジェクト、地上系運用チームから提示された画像ファイルを配置し、その表示確認を行う。

② 「お知らせ」やドキュメント掲載ページなどの WEB コンテンツを更新し、掲載する。

(7) 停電、節電等の対応

計画停電や節電に対応して、必要に応じて処理設備の停止や定常処理での運用形態を変更する。

(8) 起動条件の確認

データ処理プログラムのバージョンアップや改訂作業に伴い、システム開発業者から提供された起動条件の内容やプログラム配置について確認する。

(9) 国環研 GOSAT プロジェクト、地上系運用チームとの調整の上、データ提供に関する統計情報をお知らせすること。

① L1 データの受信状況（週 1 回）

② 各種プロダクトデータ提供状況（月 1 回）※GDAS 提供状況は廃止する。

③ 一般ユーザ登録状況（月 1 回）

(10) FTS L2 プロダクト公開直前の処理漏れ確認

データ公開作業に先立ち、観測日のデータが全て処理されていることを確認し、地上系運用チームへ報告する。

(11) CAI_L1A 欠測設定対応

JAXA から受信した L1 データに欠落が生じた場合、システム開発業者が設定したデータ処理条件によっては、処理が停止する。そのような場合は、システム開発業者と調整し、適切に設定変更を行い、処理を継続する。

(12) サングリント(太陽の海面反射)判定対応

サングリント領域を判読し、自動サングリント判定による判定情報との差異を確認後、地上系運用チームへ判読結果を提示する。そのサングリント領域判読結果を用いてデータ処理を行う。

(13) ダークデータ、バッドピクセル設定

毎月、月初めに、JAXA から提供されるダークデータとバッドピクセルのデータを取り込み、設定する。（詳細は運用マニュアル参照）

(14) 代替校正係数設定

JAXA から提供される代替校正係数を設定する。

(15) 運用マニュアルの更新

運用担当者が担当しているシステム監視等の記載についての更新を行う。

3.2.2 データ選択実行処理時の業務の流れ

準リアルタイム処理のほか、研究処理・全量再処理・リトライ処理・処理要求に基づくデータ選択実行処理を行う。このデータ選択実行処理の事前条件としては、データ処理に必要となる L1 データと参照データの取得が完了していること、及び、データ処理の処理条件が登録されていることである。運用者が GUI 画面で、処理対象のプロダクト、処理条件、観測期間などを設定すれば、データ選択実行処理が実行される。データ選択処理実行時の業務フロー図は運用マニュアル参照のこと。

3.3 特記事項

3.3.1 システム開発上の情報の守秘

SV 及び SE が管理する計算機システムを利用し、システム開発業者がシステム開発・維持改訂作業を実施している。DHF 管理業者は、本業務を遂行する上で知り得たシステム開発に関する情報、ノウハウ、プログラムなどの知的財産を外部に漏洩してはならない。更に、システム開発上の情報を保護するため、システム開発業者に特別な措置を講じることを要求するなど、開発・維持改訂作業に支障をきたしてはならない。

3.3.2 システム開発業者とのインターフェース

DHF 管理業者は、計算機設備の設定、管理及び利用の方法、導入機器リプレース等の導入計画などについて、システム開発業者と円滑に調整を行わなければならない。

3.3.3 業務引き継ぎ

契約期間終了に伴う本委託業務の引き継ぎが必要となった場合は、次期業者が受注後速やかに業務を引き継げるよう、国環研 GOSAT プロジェクト、地上系運用チームを支援すること。

導入時期	種別	No.	名称	型番等	数量	備考
別途購入	機器	1	L2スイッチ	CenterCOM GS908GT	6	研究本館Ⅲ棟
		2	ギガビットL2スイッチ	NETGEAR GS108	2	研究本館Ⅲ棟
0次導入	機器	1	液晶モニタ	FlexScan L997	2	研究本館Ⅲ棟
1次導入	ソフト	1	Connect Direct UNIX Choise Server	(ファイル転送ソフト)	1	
1次導入時期 にNIES購入	ソフト	1	ENVI		2	
2次導入	機器	1	PC端末 ディスプレイ	2007FP HAS	2	研究本館Ⅲ棟
	ソフト	1	Intel C++ Compiler for Linux V11	(コンパイラ)	2	サーバ更新保守⇒Intel oneAPIへ移行
	ソフト	2	Intel Fortran Compiler for Linux V11	(コンパイラ)	2	サーバ更新保守⇒Intel oneAPIへ移行
	ソフト	3	PBS Professional V11	(ジョブ管理ソフト)	16	サーバ更新保守
3次導入	機器	1	GOSAT LTOドライブ更新(2013年度) Tape装置(LTO4)→LTO6に更新	Quantum Scalar i6000 LTO Library 400 activated Slots Quantum Scalar i2000 to Scalar i6000 Upgrade Kit	3	
	ソフト	1	ITT Visual Information Solutions製 ENVI(IDL含む)	(可視化ソフト)	40	サーバ更新保守
	ソフト	2	Intel Fortran Compiler for Linux V11	(コンパイラ)	2	サーバ更新保守
2011年運用・ 開発機器増強	ソフト	1	Altair PBS Professional	ジョブ管理ソフト	28	サーバ更新保守
新1次導入	機器	1	端末デスクトップPC(タイプA)	DELL OptiPlex 990ミニタワー	1	研究本館Ⅲ棟
	機器	2	ディスプレイ装置	DELL U2410	2	研究本館Ⅲ棟
	機器	3	無停電電源装置	APC ES 550 BE550G-JP	3	研究本館Ⅲ棟
	機器	4	端末ノートPC	DELL Latitude E6320	1	研究本館Ⅲ棟
新2・3次導入	ソフト	1	死活管理及び管理状況可視化	Zabbix	1	
	ソフト	2	MySQL Standard Edition	(DBサーバ(2))	2	
	ソフト	3	MySQL Client	(APサーバ(2),汎用サーバ(4),データ処理制御サーバ、メタ情報ライセンスサーバ)	8	
処理サーバ 増設	機器	1	汎用サーバ管理用ディスプレイ	DELL U2412M	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	ソフト	2	汎用サーバ管理用ポインティングデバイス付キーボード		1	GOSAT-2計算機・執務棟
ADサーバ 導入	機器	1	ADサーバ2	DELL PowerEdge T110 II	1	研究本館Ⅲ棟 運用停止
	機器	2	L2スイッチ	Buffalo BS-G2108UR	1	研究本館Ⅲ棟
2013年その他	機器	1	DELL モニタ	U2412M	2	研究本館Ⅲ棟
	機器	2	Zabbixディスプレイ	DELL U2713HM 27インチ	2	Zabbixディスプレイ及びDELL DP-DVIケーブル(W102G)
アルゴリズム 開発サーバ更新	機器	1	GOSAT 開発用機器	HP ProLiant DL385p G8	1	温暖化棟 運用停止
	機器	2	DVD-ROM ドライブ	HP USB スーパーマルチドライブ	1	研究本館Ⅲ棟
平成27年度 GOSATデータ 処理運用シス テムサーバ及 び周辺機器更 新	機器	1	PDU	CEC CWG-8H2C413/CEC	4	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	1	LTO6テープドライブ追加	IBM Scalar i6000 増設LTO6 ドライブ	1	
	機器	2	開発者・運用者向けPC	DELL OptiPlex 7040 SFF, DELL P2416D	13	利用停止
	ソフト	3	PDU	中央電子 CWG-8H2C413	9	GOSAT-2計算機・執務棟
	ソフト	1	ジョブスケジューリングソフト	Altair PBS Professional	40	サーバ更新保守
	ソフト	2	テープスロットライセンス(300スロット分)	i6000 スロットライセンス 100 スロットライセンス	3	
	機器	1	IPスイッチ	Cisco Catalyst 2960X-24TS-L	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	1	運用系汎用サーバ	HAGANE P HR7425	8	
	機器	2	LTO7テープ	IBM LTO-7 Tape Drive Module	2	
	機器	3	USBメモリ	U3-MAX128G/K	10	研究本館Ⅲ棟
平成28年度	機器	4	USBメモリ	TB-3NT32G/K	1	研究本館Ⅲ棟
	機器	5	L2スイッチ	catalyst 2960XR-24TD-I	2	GOSAT-2計算機・執務棟(1台)、研究本館Ⅲ棟(1台)
	ソフト	1	OS	Red Hat Enterprise Linux	8	
	ソフト	2	ジョブ管理ソフトウェア	PBS Professional	64	
	ソフト	3	死活監視ソフトウェア	Zabbix Agent	8	
	機器	1	Mac mini	Apple 3.6Gz 8GB 128GB SSD	1	研究本館Ⅲ棟
	機器	1	大規模データ提供サーバ	NSSOL HAGANE P HR740	2	
	機器	2-1	データ領域用外部記憶装置(大規模データ提供サーバ)	DDN SFA7990	1	
	機器	2-2	データ領域用外部記憶装置(大規模データ提供サーバ)	DDN SS9012	1	
	機器	3	運用者用ファイルサーバ	DELL PowerEdge T340	1	研究本館Ⅲ棟
GOSATデータ 処理運用シス テム規模 データ提供 サーバ及び運 用者・開発者 用サーバ等更 新	機器	4	無停電電源装置(運用者用ファイルサーバ)	山洋電気SANUPS E11A751B001UJ	1	研究本館Ⅲ棟
	機器	5	周辺装置(運用者用ファイルサーバ)	パッファローHD-SH8TU3	1	研究本館Ⅲ棟
	機器	6	運用者用PC	DELL OptiPlex 5070 SFF	3	研究本館Ⅲ棟
	機器	7	開発用サーバ	NSSOL HAGANE P HR6525	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	8-1	開発用サーバ データ領域用外部記憶装置	NSSOL HAGANE HME4012	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	8-2	開発用サーバ データ領域用外部記憶装置	NSSOL HAGANE HME412	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	9	ネットワーク機器: L2スイッチ	パッファローBS-GS2016	2	研究本館Ⅲ棟
	機器	10	周辺機器: USBメモリ	IO DATA U3-MAX2/256K	3	研究本館Ⅲ棟
	機器	1	サーバA(ファイルサーバ)	HAGANE HR340	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	2	サーバB(処理サーバ)	HAGANE HR6525	4	GOSAT-2計算機・執務棟
令和2年度 GOSATデータ 処理運用シス テム及び周辺 機器更新等	機器	3	サーバC(処理制御サーバ)	HAGANE HR640	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	4	サーバD(DMZサーバ)	HAGANE HR640	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	5	サーバE(運用作業用サーバ)	HAGANE HR640	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	6	サーバF(受注プロダクト生成サーバ)	HAGANE HR640	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	7	サーバG(DBサーバ)	HAGANE HR640	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	8	サーバH(死活監視サーバ)	HAGANE HR640	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	9	サーバI(テープ制御サーバ)	PowerEdge R740xd	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	10	LTO8テープ	LTO-8 Tape Drive Module	4	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	11	サーバ開発用システムサーバ	HAGANE HR340	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	12-1	データサーバ	EXAScaler 18KX	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	12-2	データストレージ	SS9012	5	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	13	メタデータストレージ	SFA200NV	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	14	メタデータサーバ	1U server	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	15	ファイル共有システム 監視サービス機器	1U server	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	16	IPスイッチA	Catalyst 9200L-24T-4G-E, Catalyst 9200L-48T-4X-E	各2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	17	IPスイッチB	Catalyst 9200L-24T-4G-E	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	18	IPスイッチC	Catalyst 9200L-48T-4X-E	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	19	IPスイッチD	Catalyst 9200L-24T-4X-E	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	20	InfiniBand スイッチ	SB7800	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	21	InfiniBand スイッチ	SB7890	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	22	既設機器用HCA	ConnectX-5 EDR	21	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	23	サーバ(業務用システム)	HAGANE HR740	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	24	端末用PC	OptiPlex 5070 SFF	12	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	25	PDU	C2WG08HC-2CBA2DAC	9	GOSAT-2計算機・執務棟
別途購入	ソフト	1	USBメモリ	U3-MAX2/256K	24	研究本館Ⅲ棟
	ソフト	1	Red Hat Enterprise Linux 8.x	Red Hat Enterprise Linux	29	
	ソフト	2	SANUPS ソフトウェア	SANUPS SOFTWARE	23	
	ソフト	3	PBS Professional	PBS Professional	8	
	ソフト	4	NetVault Backup	NetVault Backup	2	
別途購入	ソフト	1	Intel oneAPIベース&HPCツールキットシングルノード(開発者10人サポート)		1	
	ソフト	2	ESET INTERNET SECURITY	5台版	3	研究本館Ⅲ棟
令和4年度 GOSATデータ 処理運用シス テム移設業務	機器	1	ラック	NetShelter SX AR3350	6	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	2	水冷式InRow空調機	InRow RC ACRC301S	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	2	水冷式InRow空調機	NetBotz Rack Monitor 250	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	3	HACS	スライドドア、天井	1	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	4	UPS	A11J502、レール、LAN カード	1	GOSAT-2計算機・執務棟・開発系UPS
	機器	5	PDU	C2WG24SN 2CJN5D6/CEC	2	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	6	L3スイッチ	SWX3100 10G	1	GOSAT-2計算機・執務棟(境界ルータ)
	機器	7	L2スイッチ/SFPモジュール	BS MS2008P	2	(棟間接続用)L2スイッチ
	機器	8	InfiniBandケーブル	MFA1A00-E010	20	GOSAT-2計算機・執務棟
	機器	9	InfiniBandケーブル	MFA1A00-E015	10	GOSAT-2計算機・執務棟

別添

セキュリティ対策に関する覚書（改訂）

本覚書は、令和　　年　　月　　日付けで国立研究開発法人　国立環境研究所
理事長　木本昌秀（以下「甲」という。）と　　（以
下「乙」という。）との間で締結した「令和8年度GOSATデータ処理運用施設運転及び管理
業務」記載の「GOSATデータ処理運用施設運転及び管理業務」（以下「原契約」という。）
を実現するに当たって、乙が業務を実施するための前提となるセキュリティ対策作業項目
の明細を記述したものです。

本覚書は原契約を補うものです。原契約と本覚書に記載されている内容がセキュリティ
対策作業に関する合意内容の全てであり、乙は記載されている内容以上の義務及び責任を
負いません。

1. 業務内容

乙は、原契約の仕様書に記述された内容に従って、GOSAT データ処理運用施設（以下「GOSAT
DHF」という。）の管理業務を行います。

2. セキュリティ対策について

原契約における GOSAT DHF（GOSAT プロジェクトデータ処理運用施設、GOSAT 電算室）内
のセキュリティ対策は、甲の担当者と乙の GOSAT DHF 管理者の間で協議し実施します。セ
キュリティ対策作業は、乙の GOSAT DHF 要員が甲の監督職員の責任の下に作業内容を協議
し実施するため、システムの脆弱性に基づくセキュリティ被害が発生した場合、甲の責任
で対応をするものとします。

上記の「セキュリティ被害」とは以下に示す内容をいいますがこれに限定される
ものではありません。

- a. ファイルの改竄（ファイルの新規作成や削除を含む。）を受けた場合
- b. 不正にプログラムが実行された場合
- c. 不正侵入された場合
- d. 不正にコンピュータ資源を使用された場合
- e. 不正に情報を取得・閲覧された場合
- f. 不正にサービス停止状態にされた場合
- g. 原契約に基づき乙が甲に納入した物品のサービスやプログラム・製品及
び使用技術の仕様による場合
(例：回線をあふれさせるような攻撃（DoS攻撃など）やメール爆弾など)
- h. 未知のウィルスや未知の攻撃方法による場合

- i. 甲内部及び甲内部の関連者の犯行による場合
- j. 納入した物品システムに正規のアクセスで犯行が行われた場合

乙は、甲の監督職員の監督の下、以下のセキュリティ対策作業を実施します。詳細については、乙が手順書で定めるものとします。また、セキュリティ対策作業内容については、必要に応じて甲の監督職員と協議の上、変更されることがあります。この場合、甲及び乙は該当変更内容を手順書に反映させるものとします。

(1) セキュリティ対策の範囲

原契約のセキュリティ対策の範囲は、令和8年4月時点で、GOSAT DHF 内に設置されている GOSAT データ処理運用設備（DMZ 上サーバ計算機を含む。）を対象とします。計算機設備の追加が発生する場合は、甲の監督職員と協議の上、調整を行い、別途書面を取り交わすものとします。

(2) セキュリティ対策作業の責任者及び担当者の設定

セキュリティ対策作業の責任者及び担当者を以下とします。

責任者：甲の監督職員

（国立環境研究所の担当職員名）

担当者：乙の GOSAT DHF 管理者

（請負業者の管理者名）

(3) セキュリティ被害対策時の連絡体制の設定

乙でセキュリティ被害を確認した場合は、乙の GOSAT DHF 管理者から甲の監督職員に連絡し、セキュリティ被害を確認したサーバをネットワークから隔離（LAN ケーブルを抜く）します。連絡体制図は、手順書で定めます。

(4) セキュリティ対策作業

乙は、甲の監督職員と協議し、以下のセキュリティ対策作業を行います。

① アクセス制限の実施

GOSAT DHF 内の以下のサーバに対して国立環境研究所外部ネットワークからのアクセス制限を行います。アクセス制限は、システムに不要な通信プロトコルの停止、アクセス元アドレスの制限、ディレクトリ及びファイルのアクセス制限、不要になったユーザ ID の削除等を行います。

- JAXA 連携用サーバ 2 台
- 外部連携用サーバ 1 2 台
- 外部連携用サーバ 2 2 台

- ・ データ提供用サーバ 2 台
- ・ アーカイブサーバ 2 台
- ・ 内部ファイアウォールサーバ 1 台
- ・ 内部ファイアウォールサーバ (代替機) 1 台
- ・ 開発運用ファイアウォール 1 台
- ・ 開発系ファイアウォール 1 台

詳細については、別途手順書で定めます。

② セキュリティ診断の実施

GOSAT DHF 内の以下のサーバに対して、甲が購入したセキュリティ診断ソフト QualysGuard でセキュリティ診断を定期的に実施し、セキュリティ対策状況を確認します。セキュリティ対策の改善や設定変更が必要な場合は、甲の監督職員と協議し対応します。

- ・ アーカイブサーバ 1 台

③ ソフトウェアバージョンアップ及び最新 Patch の適用

以下の内容でセキュリティに係るソフトウェアのバージョンアップや Patch (修正プログラム) を適用します。

- ・ DB・AP サーバ (主従系) に対する、ソフトウェアバージョンアップやセキュリティ Patch の適用 (OS やファイルシステムに密接に関連するものを含む。)
- ・ GOSAT DHF 内の計算機 (DMZ の配下の全ての計算機) に対する、セキュリティに係るソフトウェアバージョンアップや Patch の適用 (OS やファイルシステムに密接に関連するものを除く。※)

※OS 及びファイルシステム関連の作業は導入業者が担当する。

DMZ 上の機器のソフトウェアバージョンアップや Patch 適用は、すみやかに行い、それ以外の機器の必要な Patch は、月単位で適用します。ただし、アプリケーションソフトウェアの動作に影響を及ぼす可能性がある場合については、プロジェクトオフィスと協議の上、作業実施の判断を行います。

④ 定期的なログの監視

GOSAT DHF 内の以下のサーバに対して、定期的 (勤務日) なセキュリティログやディスク使用の監視を実施します。

- ・ JAXA 連携用サーバ 2 台
- ・ 外部連携用サーバ 1 2 台
- ・ 外部連携用サーバ 2 2 台

・ アーカイブサーバ	2 台
・ LDAP サーバ	1 台
・ 処理制御サーバ	1 台
・ 参照データ制御	2 台
・ 受注プロダクト作成	1 台
・ 汎用サーバ	12 台
・ データベースサーバ	2 台
・ アプリケーションサーバ	2 台
・ イントラ WEB サーバ	2 台
・ ライセンスサーバ	3 台
・ DMZ サーバ	2 台
・ 内部サーバ	2 台
・ 運用系テープ制御サーバ	1 台
・ 運用系死活監視用サーバ	1 台
・ メタデータサーバ	2 台
・ PC サーバ	3 台
・ 内部ファイアウォールサーバ	1 台
・ 内部ファイアウォールサーバ (代替機)	1 台
・ 開発運用ファイアウォール	1 台
・ 開発系ファイアウォール	1 台

⑤ ウィルス対策ソフトの監視

端末 PC のウィルス対策ソフトの動作監視を定期的（1回/月）に行います。

⑥ 管理用 ID のパスワード管理

GOSAT DHF 内で利用する管理用 ID のパスワードを適切に設定し、定期的（4回／年）に更新を行います。

⑦ セキュリティ報告の実施

3ヶ月に一度、以下の内容に関するセキュリティ報告を文書にて行います。

- ・ 不正アクセスブロック状況
- ・ ウィルス発見状況
- ・ その他のセキュリティ状況

3. 乙の本覚書違反又は乙の責に帰すべき事由により甲にセキュリティ被害が生じ、これにより甲に損害が発生した場合、甲乙間で賠償額について協議の上、乙は甲に直接生じた通常の現実的損害を賠償するものとします。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、特別の事由から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

以上

年　　月　　日

甲　　茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

秘密保持に関する誓約書

_____ (以下「甲」という。) は、国立研究開発法人国立環境研究所 (以下「乙」という。) から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和8年度 GOSAT データ処理運用施設運転及び管理業務」(以下「本調達」という。) に係る応札書類作成のため。

対象：本調達仕様書13.（6）に記載の文書

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己 (甲については、自己の実質的な親会社も含む。) の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、本調達に係る応札書類作成後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上で使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者あて返却又は破棄するものとする。

第5条 一般条項

(1)持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2)救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3)損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4)準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、本調達に係る応札書類作成後も、なお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所

社 名

代表者名

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :